

川崎市畜産関係事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内畜産業の生産性の向上と、健全経営の推進を図るため、畜産関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて川崎市補助金等に関する規則（平成13年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業及び補助率）

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業で、事業内容及び補助率又は補助額は別表のとおりとする。

- (1) 家畜防疫事業
- (2) 畜産経営環境整備事業
- (3) 有害鳥獣駆除事業
- (4) 畜産団体育成事業

2 前項の規定により補助金の額を算出する際の対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、畜産経営環境整備事業（衛生畜舎等設置）において、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による間接補助事業により実施する場合で、取り組み主体が次の各号に掲げる者であるときは消費税及び地方消費税相当額を対象経費に含めることができる。

- (1) 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条に規定する小規模事業者に係る納税義務の免除が適用される者
- (2) 消費税法第37条に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額控除の特例が適用される者（いわゆる簡易課税の適用を受ける事業者）

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（暴力団の排除措置）

第3条の2 補助金の申請をしようとする者は、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意するため、誓約書兼同意書（第1号様式の2）を市長に提出するものとする。

（市内中小企業者への優先発注）

第3条の3 補助金等の交付申請額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等の金額が1件あたり1,000,000円を超えるものがある場合は、次の各号による場合を除き、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月

21 日規則第 7 号) 第 5 条第 2 項にいう中小企業者。以下同じ。) により入札を行い、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第 1 号様式の 3）を提出するものとする。

(1) 畜産経営環境整備事業（家畜飼養環境整備機械導入奨励）において、一般財団法人畜産環境整備機構を契約の相手方にする場合

(2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による間接補助事業により事業を実施する場合において、契約業者の選定を一般競争入札（条件付き一般競争入札を含む。）により行う場合

2 前項の規定に該当し、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第 1 号様式の 4）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は補助金の交付申請者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

3 第 1 項ただし書きに該当するときは、川崎市畜産関係事業発注実績報告書（第 1 号様式の 5）を第 7 条に規定する実績報告書とともに提出しなければならない。なお、当該発注実績報告書には、記載されている発注実績に関する証拠書類等を添付するものとする。

（補助金の交付決定）

第 4 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは申請者に対し補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第 5 条 補助金の交付決定の通知を受けた団体等が、当該通知にかかる交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に申請の取り下げをすることができる。

この場合において、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画の変更）

第 6 条 補助金の交付決定を受けた団体等が、補助事業の申請事項を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに変更（中止、廃止）承認申請書（第 3 号様式）に必要書類を添付して市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた団体等は、事業完了後（畜産経営環境整備事業のうち家畜飼養環境整備機械導入奨励においては補助対象となるリース料の納入後）速やかに実績報告書（第 4 号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（検査及び補助金の交付）

第 8 条 市長は、家畜防疫事業、畜産経営環境整備事業及び有害鳥獣駆除事業については、その実施状況及び実績報告書等の検査を行い、適正と認めた場合は補助金を交付する。

2 市長は、畜産団体育成事業及び畜産経営環境整備事業のうち、国の畜産・酪農収益力強化

整備等特別対策事業による間接補助事業により実施する場合については、予算の範囲内で概算払いをすることができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体等が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) その他、この要綱に違反したとき。

(指導及び監督)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた団体等に対し、当該補助事業が適正に運営させるため必要と認めたときは指導及び監督を行うことができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 補助金の交付を受けた団体等は、当該補助事業により取得した財産を市長の承認なくして、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は昭和58年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正要綱は昭和59年2月2日から施行する。

(要綱の廃止)

第2条 この要綱の実施により、次の要綱は廃止する。

- (1) 川崎市畜舎衛生昆虫防除事業補助金交付要綱（昭和50年6月26日施行）
- (2) 川崎市鶏ニューカッスル病予防事業補助金交付要綱（昭和48年4月1日施行）
- (3) 川崎市畜産経営環境整備事業補助金交付要綱（昭和47年8月22日施行）
- (4) 川崎市衛生畜舎設置事業補助金交付要綱（昭和48年12月22日施行）
- (5) 川崎市家畜ふん処理協同利用機械設置事業補助金交付要綱（昭和56年9月1日施行）
- (6) 川崎市有害鳥獣防除事業補助金交付要綱（昭和50年6月16日施行）
- (7) 川崎市はたる保護事業補助金交付要綱（昭和54年4月1日施行）
- (8) 川崎市淡水魚増殖事業補助金交付要綱（昭和48年2月15日施行）

(経過の措置)

第3条 この要綱の実施により、前条の廃止要綱により補助を受けた事業についてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は昭和 6 2 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は昭和 6 3 年 8 月 1 5 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 5 年 6 月 1 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 3 1 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 2 年 3 月 1 3 日から施行する。ただし、第 3 条の 3 については、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

川崎市畜産関係事業補助金交付申請書

年度において、別紙のとおり

事業 () を実施したいので、川崎市畜産関係事業補助金交付要綱第 3 条の規定により関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

第 1 号様式の 2

誓約書兼同意書

川崎市畜産関係事業補助金を申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

.....年.....月.....日

申請者住所

ふりがな
氏名

〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

性別（任意）

生年月日年.....月.....日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別 (任意)	住 所

注）署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

第 1 号様式の 3

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

川崎市畜産関係事業補助金交付要綱第 3 条の 3 に定める市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、下記理由に該当すると判断いたしました。下記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

1 要綱第 3 条の 3 に定める市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない事業

2 発注先

3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

※辞退届等を含む。

4 市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(１) 市内中小企業者で取扱いがない
	(２) ２者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(３) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(４) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(５) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(６) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（１）から（６）の順に最初に当てはまる１つの理由を選択してください。

（６）の理由を選択した場合、その事由内容

--

※市内中小企業者の定義：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第1号様式の4

誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（宛先）補助事業者名

住 所
商号又は名称
（ふりがな）
代表者職氏名

資本金の額 円
職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

川崎市畜産関係事業発注実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった川崎市畜産関係
事業（ 事業）について、要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 発注実績

(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中 小の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

注1：対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入等に係る契約のみを記載

2：添付書類：上記、契約結果の分かる書類の写し

3：市内中小企業者の定義：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にいる者

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者）

様

川崎市畜産関係事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 事業補助金
交付については、川崎市畜産関係事業補助金交付要綱第4条に基づき、次の条件を付し
金 円を交付します。

年 月 日

川 崎 市 長

交付条件

（一般事項）

- 1 事業終了後速やかに実績報告書を提出すること。
- 2 申請のあった事業目的以外に支出してはならない。
- 3 補助事業者等（補助事業等を行う者をいう。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
 - (4) その他川崎市畜産関係事業補助金交付要綱に違反したとき。
- 4 補助金の交付を受けた者は川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第

7号) による規定を遵守し次の各号に該当する場合は所要の手続きをしなければならない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(特記事項)

(担当)
連絡先

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

川崎市畜産関係事業変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって補助金交付決定通知のあった

事業について、次のとおり事業の内容を
変更 (中止・廃止) したいので、川崎市畜産関係事業補助金交付要綱第6条の規定により承認下さるよう申請します。

- 1 変更 (中止・廃止) の内容
- 2 変更 (中止・廃止) の理由

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

川崎市畜産関係事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって補助金交付決定通知のあった
事業について、次のとおり実施した
ので川崎市畜産関係事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

別表

事業名	事業種目	事業内容	補助対象	補助率	要件
家畜防疫事業	畜舎衛生害虫防除	家畜衛生と環境衛生の向上を図るために行う畜舎衛生害虫の防除	市内畜産農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	1 / 3 以内	
	鶏ニューカッスル病等予防	鶏ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の発生予防接種	市内畜産農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	(1)単独接種 1 円／羽以内 (2)混合接種 2 円／羽以内	
畜産経営環境整備事業	家畜ふん集団処理施設設置	家畜ふんを衛生的かつ効率的に集団処理する施設	(1) 畜産農家及び耕種農家が 6 戸以上で組織した団体 (2) 組合規約を有すること	2 / 3 以内	構造基準及び規模については別に定める
	衛生畜舎等設置	悪臭防止対策のための衛生畜舎の設置及び自動ふん搬出装置を備えたケージの導入	主業的に継続して行うことができる畜産農家（ただし、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による間接補助事業により実施する場合は、知事の認定を受けた畜産クラスター計画に位置付けられた取り組み主体とし、補助金の交付先は当該畜産クラスター協議会とする。）	1 / 3 以内 ただし、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による間接補助事業により事業を行う場合は 1 / 2 以内かつ神奈川県が市に補助金の交付決定を行った金額の範囲内とする。	

別表

事業名	事業種目	事業内容	補助対象	補助率	要件
畜産経営環境整備事業	家畜用浄化槽施設設置	家畜用浄化槽の設置又は改修	同上	2／3以内	同上
	畜舎周辺緑化	畜舎環境及び臭気対策として畜舎周辺の植樹	畜舎周辺に植樹に必要な用地を有し樹木の管理を十分に行える畜産農家	2／3以内	植樹基準については別に定める
	畜舎環境共同利用機械設置	共同で利用する畜舎環境機械の設置	(1) 営農継続の意思が5年以上の畜産農家2戸以上の団体 (2) 管理規定を有すること	1／2以内	
	代替エネルギー利用施設設置	家畜ふん尿をエネルギー源として有効再利用するための施設の設置	(1) 将来にわたって畜産業を継続しうる者 (2) 施設の管理を適切に行いうる者	2／3以内	構造及び規模についてはその都度協議して定める
	家畜飼養環境整備機械導入奨励	一般財団法人畜産環境整備機構からの家畜ふん尿の処理、悪臭防止等の畜産環境整備に必要な機械等の導入	神奈川県畜産環境機械整備事業により導入した機械装置の借受者	農家負担額（基本貸付料）の第2回分以内 （注記） ・「基本貸付料」とはリース料の元金相当部分をいう。 ・補助対象となるリース期間は第2回分の始期が属する会計年度の4月から3月をいう。	・導入機械については県畜産環境機械整備事業の対象機械装置

別表

事業名	事業種目	事業内容	補助対象	補助率	要件
畜産経営環境整備事業	家畜用浄化槽ポンプ設置	家畜浄化槽ポンプの設置	主業的に継続して行うことができる畜産農家	2 / 3 以内	
有害鳥獣駆除事業	有害鳥獣駆除	農林水産物の被害防止のため実施する有害鳥獣駆除	市内の農業協同組合又はこれに準ずる団体	1 / 2 以内	
畜産団体育成事業	畜産団体育成	畜産振興を図るため、家畜の肥育技術の向上、資質の改良及び環境改善等の調査・指導等	市内畜産農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	予算で定める額	
	養鶏即売推進	鶏卵の即売推進を図るため、消費者との交流、案内板の設置等	市内養鶏農家で組織した団体又はこれに準ずる団体	予算で定める額	